

●香川県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年1月19日

香川県知事 池 田 豊 人

1 施術所を開設している者

指 定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
令和5年 12月1日	香生施431	山地 正史 丸亀市田村町1401番地11	訪問マッサージところ 丸亀市田村町1401番地11	あん摩マッ サー ージ
令和5年 12月1日	香生施432	山地 正史 丸亀市田村町1401番地11	訪問マッサージところ 丸亀市田村町1401番地11	はり・きゅう

2 上記以外の者

指 定 年月日	指定番号	施 術 者	住 所	診療科目 (業務の種類)
令和5年 12月1日	香生施433	長尾 真吾	丸亀市飯野町東二甲855番地3	あん摩マッ サー ージ
令和5年 12月1日	香生施434	長尾 真吾	丸亀市飯野町東二甲855番地3	はり・きゅう
令和5年 12月1日	香生施435	向 裕	三豊市詫間町詫間677番地12	あん摩マッ サー ージ
令和5年 12月1日	香生施436	向 裕	三豊市詫間町詫間677番地12	はり・きゅう